平成２４年（再イ）第３９号

熊本市東区長嶺南６丁目23番37―306号　ラポールＮＡＫＡＭＵＲＡ－Ｉ

再生債務者　野口佐代子

1　決議に付する再生計画案　平成25年２月６日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月19日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月19日まで

平成25年２月19日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再イ）第２３号

青森県八戸市大字大久保字大塚17番地151

再生債務者　神山　　隆

1　決議に付する再生計画案　平成25年２月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月27日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月27日まで

平成25年２月20日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第５８１号

東京都杉並区荻窪５－７－11

再生債務者　坂本　　勉

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成25年２月18日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第１１５号

神奈川県大和市大和南２丁目14番９―902号

再生債務者　井上　　博

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成25年２月18日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第４２号

北海道中川郡幕別町札内中央町532番地の31

再生債務者　岩森　　歩

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成25年２月19日

釧路地方裁判所帯広支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１５号

広島県山県郡北広島町筏津1300番地

再生債務者　中川　正男

1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで

4　一般異議申述期間　平成25年３月26日から平成25年４月９日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第１号

熊本県宇城市小川町河江52番地９　サン・コーポラスおがわ２―301

再生債務者　大津佐由美

1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月２日から平成25年４月９日まで

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第６号

岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1520番地５

再生債務者　岡部　一成

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年３月13日まで

平成25年２月20日　　岐阜地方裁判所

平成２４年（再ロ）第２１号

堺市北区南花田町23番地７　河本マンション401号

再生債務者　髙野　幸治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年３月19日まで

平成25年２月19日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第７号

熊本県宇土市松山町2652番地１

再生債務者　秋丸　初子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年３月19日まで

平成25年２月19日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第４号

鳥取県西伯郡大山町御来屋203番地20

再生債務者　里見　良重

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年３月21日まで

平成25年２月19日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第３号

栃木県小山市西城南５丁目９番地４

再生債務者　上沢　昌雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月15日

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（再ロ）第１０００４号

東京都福生市志茂175番地ファミーユ村野103号室

再生債務者　森谷　全克

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月19日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

平成25年２月28日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

(1)　種類及び授与番号

ア　小学校教諭一種免許状
平20小一種第0629号

イ　中学校教諭一種免許状　国語
平20中一種第2172号

ウ　高等学校教諭一種免許状　国語
平20高一種第2956号

(2)　授与年月日及び授与権者
平成21年３月31日　神奈川県教育委員会

(3)　本籍地　静岡県

2　失効年月日　平成25年２月８日

3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

4　失効の対象となった者の氏名　三輪　洋輔

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式七万四千三百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十五年二月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.sadokisen.co.jp/ir/index.html

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年一月三十一日
掲載頁　八十五頁（号外第十九号）

平成二十五年二月二十八日

新潟県佐渡市両津湊三五三番地
(甲) 佐渡汽船株式会社
代表取締役　小川　　健

新潟市中央区万代島八番二六号
(乙) 日本海内航汽船株式会社
代表取締役　池田　謙一